

■認定事業計画への具体的支援措置

補助金	■商業・サービス競争力強化連携支援事業 中小企業・小規模事業者等が他の事業者及び大学・公設試等と連携して行う新しいサービスモデルの開発について、研究員費、知的財産権関連経費、展示会等への出展経費など、その費用の一部を補助します。 補助金限度額：3,000万円 補助率（一般型）1/2 以内、（IoT、AI 等 先端技術活用型）2/3 以内 補助事業期間 2年度（2年度目は初年度の補助金交付決定額が上限） 問い合わせ先：九州経済産業局
融資	■政府系金融機関による融資制度 認定を受けた事業計画に基づく設備資金及び運転資金について、政府系金融機関が優遇金利で融資を行います。 ■高度化融資制度 4 者以上が連携して行う事業に必要な生産・加工施設等の設備資金について、中小機構が都道府県と協力して融資を行います（無利子）。 問い合わせ先：独立行政法人中小企業基盤整備機構
信用保証	■信用保証の特例 中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、中小企業者は次の措置を受けることができます。 ※普通保証等の別枠設定 普通保証2億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証1,250万円、流動資産担保融資保証 2 億円に加えて、それぞれ別枠で同額の保証を受けることができます。 ※新事業開拓保証の限度枠拡大 新事業開拓保証の限度額が2 億円から4 億円（組合4 億円から6 億円）に拡大されます。 ■食品流通構造改善促進法の特例 食品の製造等の事業を行う中小企業者が金融機関から融資を受ける際、食品流通構造改善促進機構が債務保証等をする制度で、食品の製造等の事業を行う中小企業者は、当該認定事業に必要な資金の借りに係る債務の保証等を受けることができます。問い合わせ先：財団法人食品流通構造改善促進機構構造改善部 問い合わせ先：各県信用保証協会
海外展開に伴う資金調達支援	（海外現地子会社等の資金調達円滑化）■株式会社日本政策金融公庫法の特例 中小企業者が、海外現地子会社等と共同して海外展開に取り組む場合、日本政策金融公庫が海外現地金融機関の長期融資に対して債務保証を行うことにより、海外子会社等は現地通貨等外貨建てでの資金調達支援を受けられます。 ※保証限度額は一保証先につき4. 5億円以下 問い合わせ先：株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業） （海外展開のための国内における資金調達支援）■中小企業信用保険法の特例 中小企業者が、海外直接投資事業に要する資金について国内金融機関からの融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行う制度である海外投資関係保険の保証限度額が2億円から4億円（組合は4億円から6億円）に拡大されます。 問い合わせ先：各県信用保証協会
その他の支援措置	■中小企業投資育成株式会社の特例 事業を行う中小企業者が増資等を行う場合、資本金3億円を超える株式会社であっても投資育成会社の投資対象に追加されます。 問い合わせ先：東京・名古屋・大阪中小企業投資育成株式会社 ■特許料の減免措置 技術に関する研究開発事業による成果について、中小企業者が特許出願を行った場合、審査請求料・特許料（第1～10 年）を半額に軽減できます。 問い合わせ先：九州経済産業局知的財産室